

暮らしお役立ちマガジン



株式会社 エクセル 遠藤秀大 / 高槻市野見町2-53大山ビル1F

http://www.pure-excel.co.jp/ Email endo@pure-excel.co.jp

入院したらどれくらい費用がかかるの？

～ 病気やけがをしたときの3つの公的制度 ～

自己負担額の概要



①高額療養費制度

皆さん何かしらの健康保険に加入しています。日本の健康保険制度は大変優れていて、病気やケガで入院や手術を受けても、本人の自己負担額は少なく抑えられます。たとえ医療費が高額になったとしても、いつも2割3割の負担が必要な訳ではありません。高額療養費制度で、限度額が設けられているからです。平成27年現在、70歳未満の場合の治療費自己負担額上限は、年収が概ね370万円～770万円の人で月額約9万円、770万円～1160万円の人では月額約17万円となっています。

※医療費以外の自己負担

差額ベッド代や入院中の食事代は、高額療養費の対象とならないため、その費用は全額自己負担です。入院して多額の費用がかかったという話を耳にするのは、このような医療費以外の負担が膨らむことがあるためでしょう。ただ、差額ベッド代は病院都合（大部屋が満床など）の場合、請求に応じる必要はありません。また、食事代（1食360円／住民税非課税の方を除く）は普段でもかかる費用ですから、入院費用として算入すべきではありません。その他の雑費として、パジャマや洗面用具、家族が通院するための交通費などが考えられますが、通常は2、3万円をみておけば不足はないようです。

②傷病手当金 ～ 給与の補填

サラリーマンの場合、欠勤を有給で消化できれば基本給の減少はありません。また、仮に長期間休職したとしても、傷病手当金（標準報酬月額の約3分の2の金額）が、健康保険組合から最長で1年6ヶ月間支給されます。

③医療費控除

負担した年間の医療費が10万円を超えた金額は、その年の所得から差し引くことができ、確定申告をすれば所得税の還付を受けることができます。住宅ローン控除などで所得税の支払いがない人でも、住民税が軽減されるので申告しましょう。また医療費控除は、本人の医療費だけでなく、家族分も合算できます。

★こういった公的制度を確認した上で、任意で備える保険を検討したいですね。

平素はご利用いただき誠にありがとうございます。定期的にお客様へお役立ち情報を発信させていただきます。バックナンバーは順次ホームページに掲載して参ります。

次号 高額療養費制度の詳細い話、に続く・・・